

第 1 回

旭市海業推進地域協議会

令和 6 年 1 0 月 3 日 (木)

千葉県農林水産部水産局水産課
千葉県農林水産部水産局漁港課

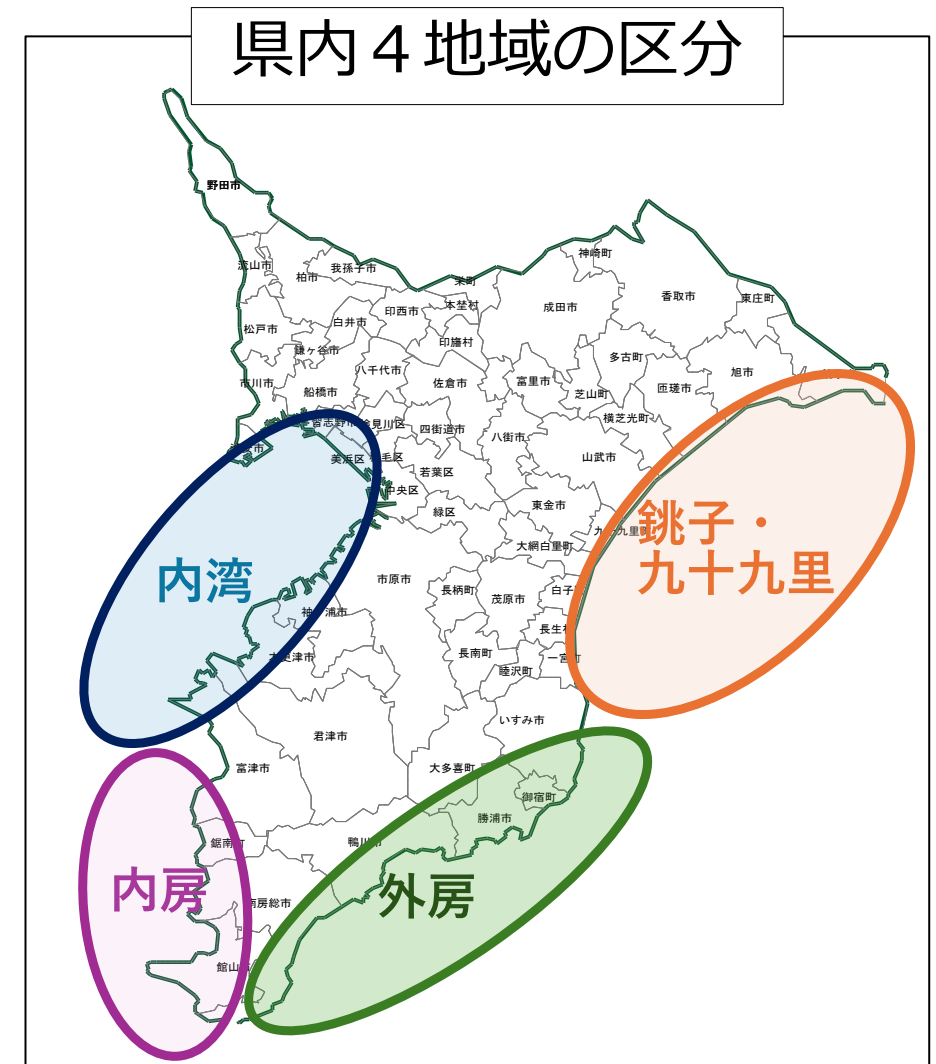
本日の説明内容

1. 千葉県における海業推進の取組について
(水産課)
2. 各地域協議会の取組について
(水産課)
3. 漁港施設等活用事業制度について
(漁港課)

1. 千葉県における海業推進の取組について

■ 千葉県海業推進基本構想の策定

- 県内4地域（内湾、内房、外房、銚子・九十九里）ごとの特色にあった海業を検討するための調査・分析を実施
- 学識経験者（水産業、観光産業）や漁業者代表等で組織される検討会を設置し、総合的かつ専門的な意見を反映した基本構想を策定



<基本構想策定のフロー図>

千葉県海業推進基本構想 骨子（案）

1. 海業推進の背景

- ・海業とは
- ・国の動き
- ・県の実情

2. 現状分析

- ・千葉県の地域特性
- ・現状・課題
 - ・内湾地域・内房地域
 - ・外房地域・銚子・九十九里地域

3. 目指す姿

- ・全体方針
- ・地域別方針
 - ・内湾地域・内房地域
 - ・外房地域・銚子・九十九里地域

4. 今後の取組

- ・各主体の取り組み
 - ・漁協・漁業者
 - ・異業種との連携
 - ・県、市町村の支援

調査・検討の流れ

①現状と課題の整理

- ・既存資料の整理、現地調査
- ・現状と課題の整理
- ・事業ニーズの把握、地域資源の掘り起こし（各地域に対し、アンケート・ヒアリング調査等）

②各地域にマッチした海業の取組方策の検討

- ・先進地・他業種等におけるヒアリング調査
- ・地域にマッチした海業の取組方策の検討

③経済効果分析や費用分析等の効果検証

④基本構想案の策定

- ・各地域における現状、課題及び効果的な海業の取組方策の整理

第1回
検討会

（8月30日）

第2回
検討会

（11月初旬）

第3回
検討会

（2月中旬）

<全体スケジュール>

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
■検討会			■			■			■	
①現状と課題の整理										
●現状と課題の整理 (千葉県概要、各地域の現状分析、課題の整理、等)										
●漁協アンケート・ヒアリング調査 (事業ニーズの把握、等)										
②各地域にマッチした海業の取組方策の検討										
●先進地等へのヒアリング調査等										
●各地域にマッチした海業の取組方策の検討										
③効果検証 (関係図作成・費用対効果の検討等)										
④基本構想案の策定										
⑤基本構想の策定（今年度内を目途）										

<検討会委員からの主な意見(8月30日第1回検討会)>

項目	意見
千葉県の ポテンシャルについて	・ 千葉県は海業に有利な立地条件を有している。
	・ アクセスは観光において重要。首都圏から近い千葉県は大きな強み。
	・ 成田空港、幕張メッセ等の来訪者を海業に取り込めるような仕組み作りが重要。
事業計画の検討及び 実施について	・ 目指すべき姿を地域一体で考えることが重要。
	・ 漁業関係者が海業の集客や実務等を全て行うことは困難。無理のない現実的な仕組み作りが重要。
	・ 他県では、施設を漁協が補助金等を活用して整備し、運営は民間委託により成功している事例もある。
	・ 立上げはスモールスタートで良く、徐々に事業を成長させていくことが重要。
推進体制の 構築について	・ 漁協職員の人手不足のため、海業に積極的に取り組めない。
	・ 事務局運営を行政等がサポートすることにより漁協の負担を軽減することができる。

■ 海業に取り組む地域への支援

【令和6年度新規補助事業：海業先行事例創出支援事業】

事業の概要

<事業主体>

- ・地域の海業推進協議会等

<補助対象>

- ・協議会の設立・運営に係る経費
- ・経済効果分析や費用分析、先進地事例調査等の実施に係る経費
- ・地域の「海業推進事業計画」作成に係る経費

<補助率>

- ・1 / 2 以内

2. 各地域協議会の取組について

【地域協議会の設立状況（R6/9月時点）】

推進地区位置図

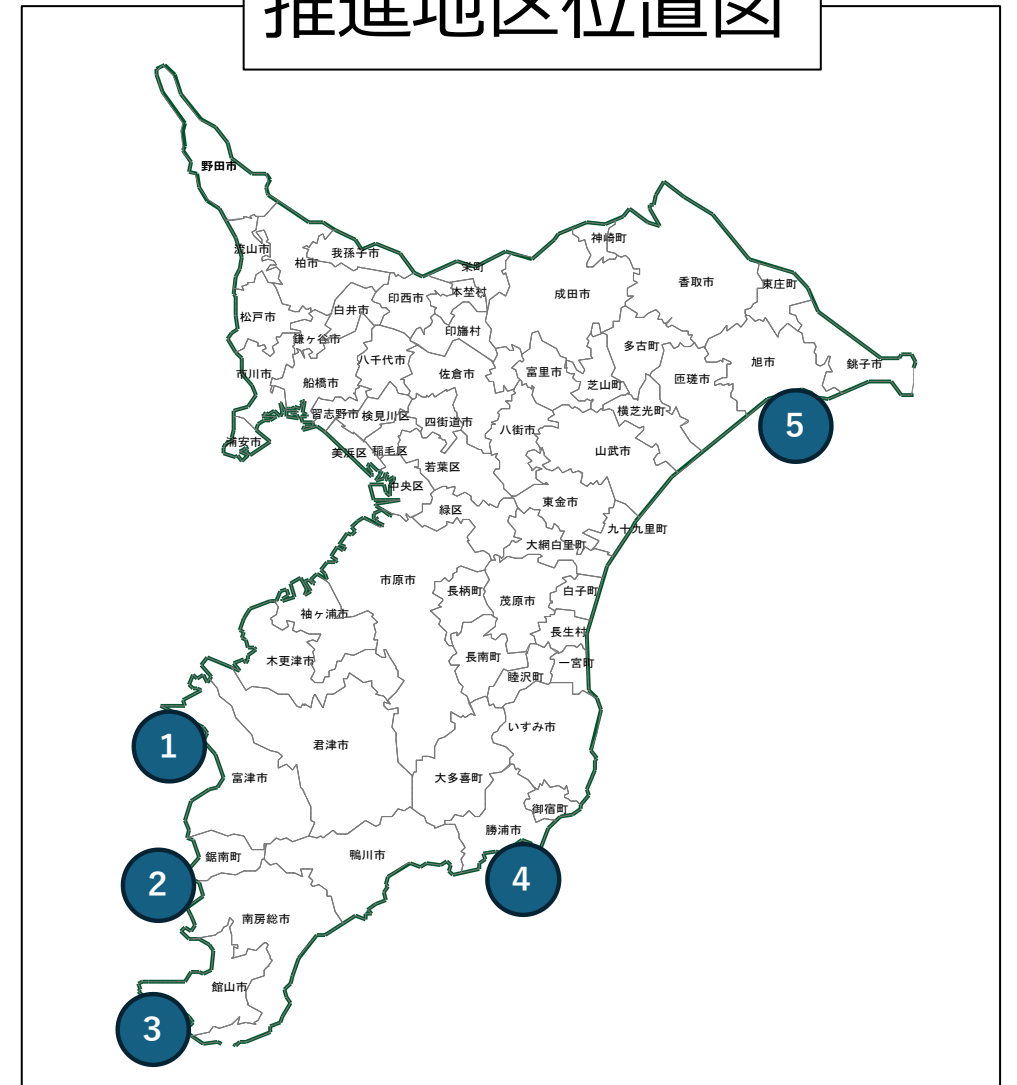
① 富津市富津漁港（下洲地区）

② 南房総市富浦漁港

③ 館山市船形漁港

④ 勝浦市域

⑤ 旭市飯岡漁港



①富津市富津漁港（下洲地区）

協議会 設立時期 (開催回数)	令和6年10月予定(0回)
関係漁協	新富津漁業協同組合
想定される 主な取組内容	・カキ小屋等の飲食施設の整備 ・プレジャーボート係留施設の整備 ・朝市の定期開催 ・海釣り体験の実施 等
備考	・水産庁募集の「海業の推進に取り組む地区」(全国から54地区)に選定 ・「実証的に海業の計画策定に取り組む地区」(全国から10地区)に選定

○カキ小屋



○江戸前オイスター



○プレジャーボート係留施設



○朝市(シーサイドマルシェ)



②南房総市富浦漁港

協議会 設立時期 (開催回数)	令和6年度内予定(0回)
関係漁協	岩井富浦漁業協同組合
想定される 主な取組内容	・食堂の新メニュー開発等、現取組のブラッシュアップを検討中
備考	・水産庁募集の「海業の推進に取り組む地区」(全国から54地区)に選定 ・飲食施設「おさかな倶楽部」、直売所「大漁市場」、釣り筏、定置網体験等、多岐にわたる海業を運営

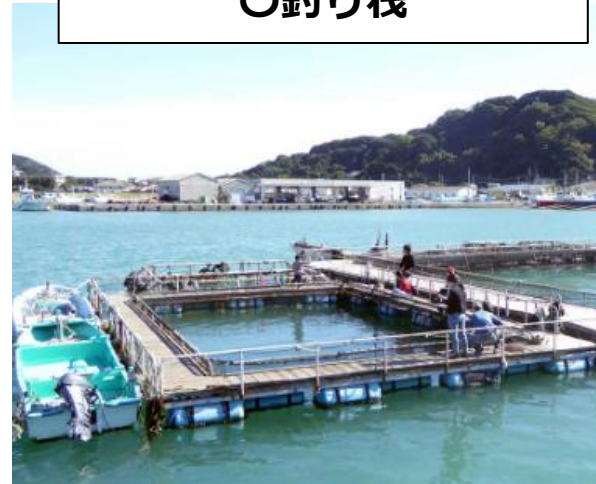
○おさかな倶楽部



○大漁市場



○釣り筏



○漁業体験



③館山市船形漁港

協議会 設立時期 (開催回数)	令和5年12月(3回)
関係漁協	館山漁業協同組合
想定される 主な取組内容	・直売所や飲食施設の整備 ・漁業体験の実施 ・商業施設や宿泊施設の誘致 ・大型プレジャーボート係留施設の整備 等
備考	・水産庁募集の「海業の推進に取り組む地区」(全国から54地区)に選定 ・令和11年に漁港近傍まで通じるバイパスの整備が進められており、来訪者の増加が期待

○直売所



○飲食施設



○漁業体験



○プレジャーボート係留施設



④勝浦市域

協議会 設立時期 (開催回数)	令和6年1月(2回)
関係漁協	新勝浦市漁業協同組合 勝浦漁業協同組合
想定される 主な取組内容	・ダイビング施設を核とした地域活性化 ・漁業体験の実施 ・地元水産物の販売強化 ・漁業と遊漁の共存のためのルール作り 等
備考	・令和6年3月に「勝浦ダイビングリゾート」施設が完成。集客に向けて関係各所と連携しPR活動を行っている。

○ダイビングリゾート施設



○勝浦駅前直売所

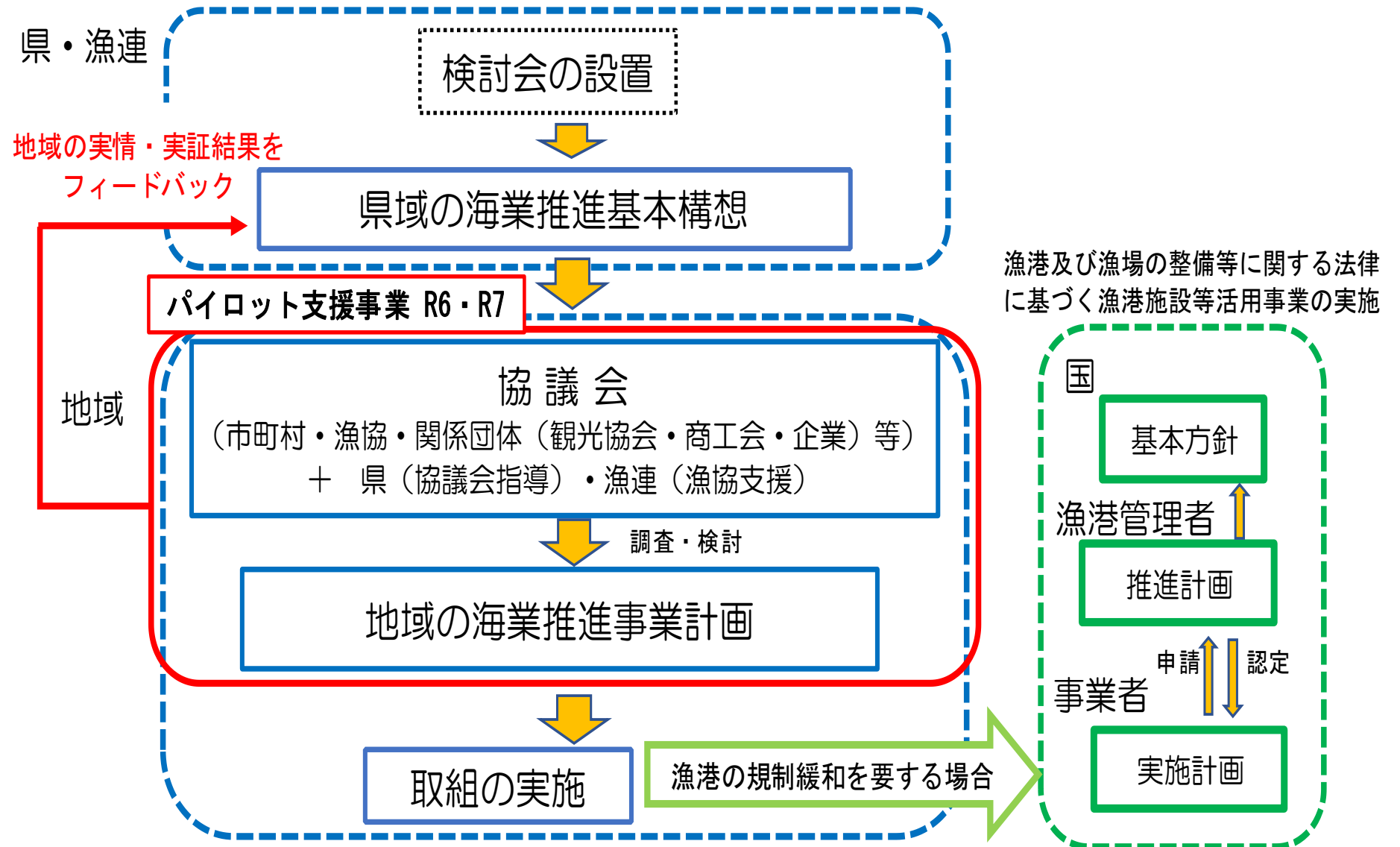


○漁業体験



3. 漁港施設等活用事業制度について

県・漁連の取組体系



漁港施設等活用事業制度の創設

- 漁港について、漁業上の利用を前提として、その有する価値や魅力を活かし、水産業・漁村を活性化する制度を創設。
- 地域の理解と協力の下、漁業上の利用を確保した上で、漁港施設・水域・公共空地を有効活用し、水産物の消費増進や交流促進に資する事業を計画的に実施。

■ 漁港施設等活用事業（※1）の実施スキーム

基本方針【農林水産大臣】

- ・地域水産業の発展に資する漁港の役割や漁業上の利用の確保の考え方等を記載

活用推進計画【漁港管理者（地方公共団体）】

- ・地域水産業の実態を踏まえ、事業の内容や区域等を決定
漁業利用に支障を及ぼさないための措置
漁業者等の意見聴取等地域の合意プロセス

本来機能を発揮しつつ
安定的な事業環境を整備

申請

認定

漁港活用の実施計画【事業者】

- ・漁港管理者の計画の下、創意工夫を活かして事業計画（地域水産業の消費増進や交流促進）を策定
- ・漁港管理者の認定を受けた計画に基づき、長期安定的に事業を実施

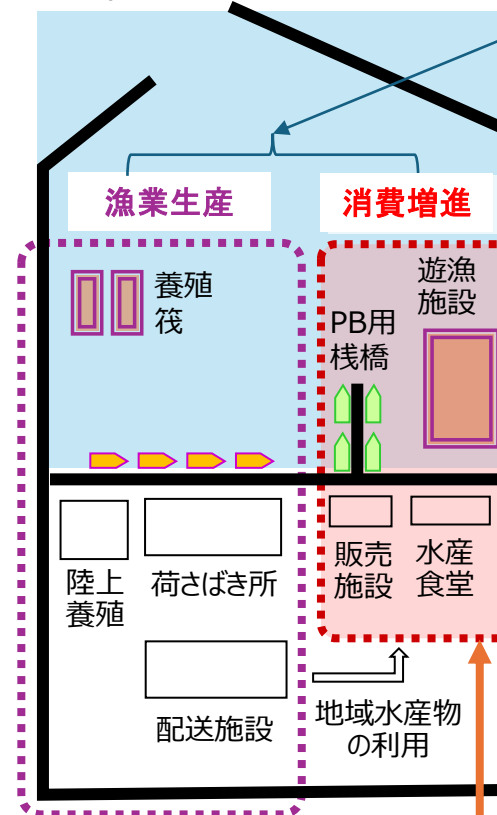
【長期安定的な事業環境の確保のための特別措置】

- ① 漁港施設（行政財産）の貸付け（最大30年）
- ② 漁港区域内の水域・公共空地の長期占用（最大30年）
- ③ 漁港水面施設運営権（みなし物権）（※2）の取得（最大10年、更新可）

※1 漁港施設等活用事業：漁港の漁業上の利用の確保に配慮しつつ、漁港施設、漁港区域内の水域、公共空地を活用し、当該漁港に係る水産業の発展及び水産物の安定に寄与する事業（水産物の消費増進、交流促進）

※2 漁港水面施設運営権：漁港施設等活用事業のうち、水面固有の資源を利用する遊漁や漁業体験活動、海洋環境に関する体験活動等の機会の提供を行うため、水面を占用して施設を設置し、運営する権利

■ 事業イメージ



漁業利用と海業利用の輻輳を避けつつ、漁業生産活動と消費増進に資する取組が相乗的に地域水産業の発展を後押し。

交流促進



遊漁、漁業体験活動又は海洋環境に関する体験や学習の機会の提供
その他交流促進に資する事業

機能強化

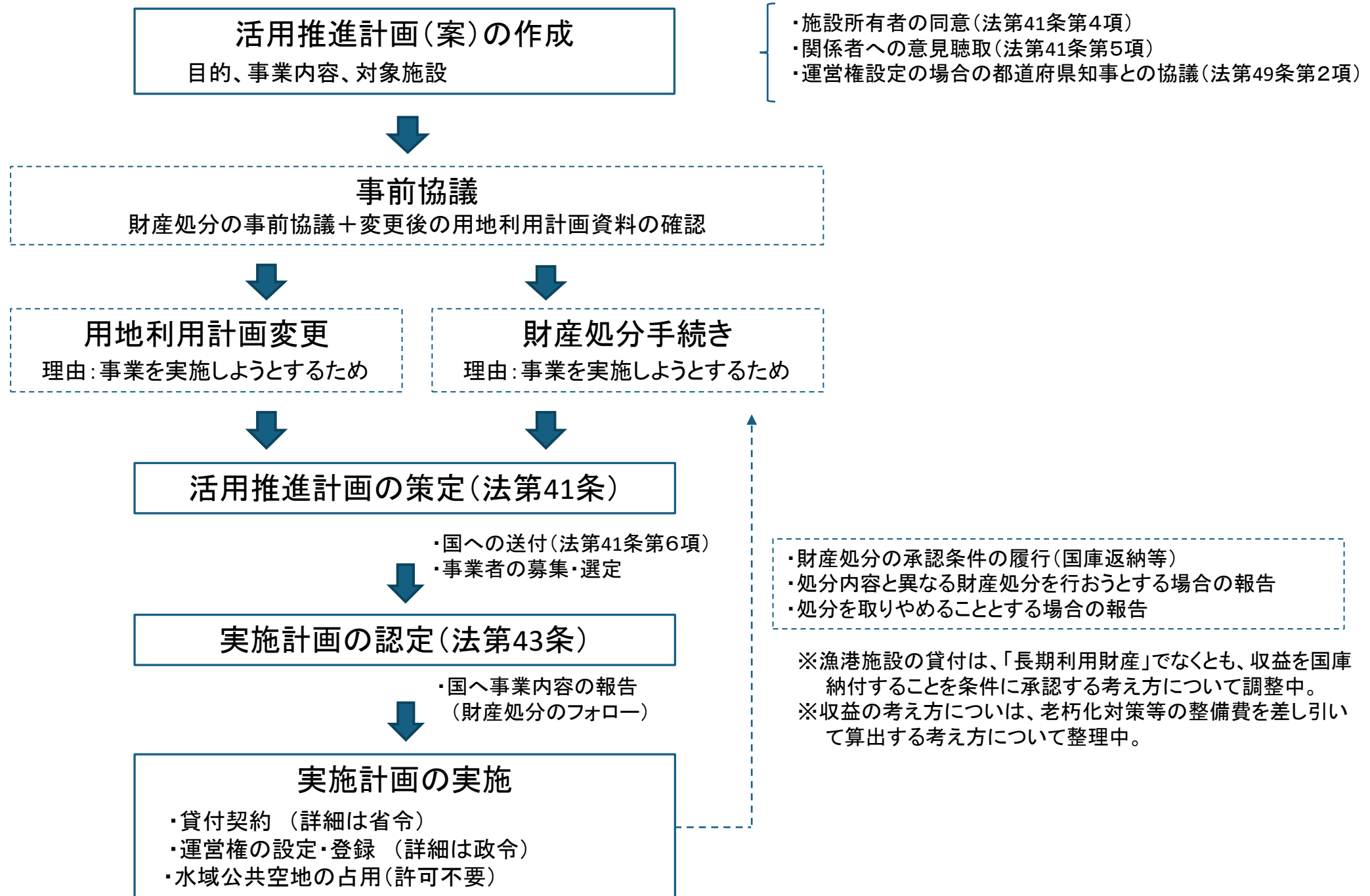
民間投資

消費増進



販売施設又は飲食店の設置及び運営その他水産物の消費増進に資する事業

漁港施設等活用事業の手続き(概要)



漁港施設等活用事業の手続きの流れ①

漁港管理者が
実施

事業者が
実施

漁港法における
手続き

漁港法以外
の手続き

※印：漁港水面施設運営権の設定
を行う場合

活用推進計画（案）の作成

関係者の意見聴取・同意

（法第41条第4・5項、第49条第2～4項）

- ・ 施設所有者の同意を取り付け（漁港施設の貸付けを行う場合）
- ・ 関係地方公共団体、当該漁港を利用する水産業者及び水産業に関する団体その他の関係者の意見を聴取

※ 水面を管轄する都道府県に協議し、同意を取り付け

※ 都道府県知事は関係海区漁業調整委員会又は関係内水面漁場管理委員会の意見を聴取

財産処分、土地利用計画 等に係る手続き

- ・ 土地利用計画の変更
- ・ 財産処分手続き

活用推進計画の策定

（法第41条第1・2項、第49条）

- ① 事業の推進に関する基本的な方針
 - ② 漁港施設等活用事業として求められる事業の内容及び実施期間
 - ③ 事業の用に供する漁港施設、水域、公共空地
 - ④ 漁港施設の円滑な利用の確保等
 - ⑤ 漁港利用者の安全確保、環境との調和等
 - ⑥ 漁港施設の貸付け、水域・公共空地の占用
 - ⑦ 漁港施設、水域、公共空地を用いなくなった場合の原状回復の措置
- ※ 漁港水面施設運営権を設定する旨及びその水域、原状回復の措置

活用推進計画の公表等

（法第41条第6項）

- ・ 活用推進計画を策定後、遅滞なく公表するとともに、農林水産大臣に送付

漁港施設等活用事業の手続きの流れ②

実施計画を作成

(法第42条第1・2項、第50条)

- ① 漁港施設等活用事業の内容、実施期間
- ② 貸付を受けようとする漁港施設、占用しようとする水域・公共空地
- ③ 貸し付けを受けようとする期間、占用しようとする期間
- ④ 設置する施設（活用事業施設）の種類・規模等
- ⑤ 漁港施設、水域、公共空地を用いなくなった場合の原状回復措置の内容
- ⑥ 漁港施設等活用事業に関する資金計画及び収支計画
- ※ 漁港水面施設運営権に係る漁港施設等活用事業の内容、実施期間、水域、存続期間、活用事業施設の種類・規模等、原状回復の措置、資金計画及び収支計画

実施計画の認定を申請

(法第42条第1項)

- ・ 実施計画を作成後、漁港管理者の認定を申請。以下の書類を添付
 - ① 申請者の住民票の写し又は登記事項証明書
 - ② 活用事業施設の設置を行う場合、活用事業施設の平面図・縦断面図・横断面図、漁港施設の形質変更の内容を明らかにする図面等
 - ③ 漁港施設等活用事業の実施に資する業績及び資格を明らかにする資料
 - ④ 漁港施設等活用事業の実施に必要な資金調達の相手方、調達額、調達方法を記載した書類 等

実施計画の公告・縦覧

(法第43条第2項)

- ・ 認定の申請があった場合、事業者の情報及び実施計画の概要を公告・縦覧
- ・ 当該漁港の適正な維持管理の確保及びその活用の促進の観点から、公衆より意見書の提出を受付

事業者の選定

- ・ 事業実施者から提出された実施計画の中から、事業者を選定

漁港施設等活用事業制度の手続きの流れ③

実施計画の認定 (法第43条)

- 実施計画の内容が以下のいずれにも適合する場合、実施計画を認定
 - ① 実施計画の内容が活用推進計画に適合
 - ② 実施計画の内容が当該漁港の漁業上の利用を阻害するおそれがない
 - ③ 実施計画の内容が当該漁港の保全に著しく支障を与えるおそれがない
 - ④ 実施計画が適正かつ確実に実施されると見込まれる

認定計画実施者の公表 (法第43条第3項)

- 実施計画の認定をした際、遅滞なく、以下の事項を公表
 - ① 実施計画の認定を受けた事業者（認定計画実施者）の情報
 - ② 実施計画の概要
 - ③ 縦覧期間及び縦覧場所
 - ④ 認定の理由 等
- あわせて、漁港施設の所有者に認定の旨を通知

貸付け、運営権の設定等 (法第44条及び第48条)

- 漁港施設の所有者である国又は地方公共団体は、認定計画実施者と当該漁港施設の貸付契約を締結
- ※ 漁港管理者は、認定計画実施者に漁港水面施設運営権を設定
(農林水産大臣は、漁港水面施設運営権者の申請により漁港水面施設運営権を登録。)

事業実施

- 認定実施計画及び協定等に基づき、認定計画実施者が事業を実施
(漁港管理者は事業実施状況を監督)